

司 法 修 習 生 考 試 実 施 要 領

(平成 12 年 7 月 12 日司法修習生考試委員会可決)
(平成 14 年 7 月 10 日司法修習生考試委員会可決)
(平成 18 年 9 月 28 日司法修習生考試委員会可決)
(平成 27 年 12 月 15 日司法修習生考試委員会可決)
(平成 29 年 12 月 12 日司法修習生考試委員会可決)
(平成 30 年 7 月 2 日司法修習生考試委員会可決)
(令和 2 年 11 月 5 日司法修習生考試委員会可決)

1 考試の対象者

考試を実施する年度において裁判所法第 67 条第 1 項の試験を受けることができる者

2 考試の方法

(1) 科 目

民事裁判、民事弁護、刑事裁判、刑事弁護、検察の 5 科目とする。

(2) 内 容

訴訟記録に基づき、裁判、検察及び弁護の立場から種々の問題を提出して答案作成を求める。

(3) 資料の貸与

委員長の定めるところにより、答案作成のための参考資料を貸与する。

(4) 問題作成及び答案審査担当者

司法修習生考試委員会委員及び考查委員から、委員長が科目ごとに指名した者とする。

(5) 考試の時間

各科目 6 時間 30 分とし、このうち、答案起案を 6 時間 25 分、答案綴り込みを 5 分とする。

なお、考試時間以外に昼食時間を 1 時間設け、この時間中の答案起案を認め る。

(6) 考試の期日及び場所

委員長の定めるところによる。

3 採点基準

(1) 採点の段階

優、良、可及び不可の4段階とし、可以上を合格、不可を不合格とする。

(2) 採点の方法

各科目ごとに当該答案審査担当者の合議により採点する。

4 合否の決定

司法修習生に関する規則第16条の定めに従い、司法研修所長が報告した修習成績と考試の結果により、当委員会において決定する。

5 不正行為

(1) 不正行為

当委員会が別に定める基準に該当する行為を不正行為とする。

(2) 不正行為の制止

試験官又は係員は、不正行為を行った者に対し、それを制止することができる。

(3) 応試中止の措置

幹事は、不正行為を行った者の応試を直ちに中止させなければ、考試の公正が確保できないと認めるときは、その者につき、当該考試日における応試を中止させることができる。

(4) 不正行為者の考試結果の効力

不正行為を行った者の考試結果の効力は、当委員会が決定する。

6 安全確保

感染症の拡大防止措置その他の考試の安全かつ円滑な実施に必要な事項は委員長が定めることができる。幹事は、当委員会又は委員長が定めた事項に従わない者につき、考試の安全かつ円滑な実施を確保できないと認めるときは、当該考試日における応試を認めず、又はこれを中止させることができる。

7 その他

参考資料5

1から6までに定めるもののほか、考試の実施に必要な事項は委員長が定める。